

## 審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	大麻取締法	法令の番号	昭和23年第124号		
許認可等の種類	大麻取扱者の免許	根拠条項	第5条第1項		
審査基準	<p>大麻栽培者及び大麻研究者（以下「大麻取扱者」という。）になろうとする者に県知事の免許を与える場合には、大麻取締法第5条第2項の欠格条件について審査するとともに、同法に基づき目的、必要性、盗難防止等の管理体制等について総合的に審査して、適当と認める場合に行う。</p> <p>1 欠格条件（大麻取締法第5条第2項）          次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。              麻薬、大麻又はあへんの中毒者              禁錮以上の刑に処せられたもの              未成年者              心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの              *厚生労働省令で定めるもの              精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>2 構造設備基準等          大麻取扱者は、その業務を行う施設等について、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 免許の条件（大麻取締法第22条の2）          大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な場合には、大麻取扱者の免許には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>4 免許申請及び添付書類等          大麻取扱者免許の申請は、大麻取締法施行規則第2条の規定によるとともに、下記及び上記1及び2の各事項について具備していることを示す書類及び下記の書類等を添付し、県知事に提出すること。              大麻栽培者にあつては、栽培目的並びに栽培地の数、位置及び面積              大麻研究者にあつては、研究目的及び履歴書              精神の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書              大麻取扱者の業務を行う施設等の平面図その他審査に必要な書類等</p>				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
				標準処理期間	10日
				標準経由期間	- 日
				目次	NO
					1